

●地域型保育事業の認可・確認に係る意見について

➢児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、市長が家庭的保育事業等の認可及び利用定員を定めるにあたり審議会の意見を聴取するもの。

【総括表】

施設(事業者)情報			市の審査状況(審査年月日:H28.3.16)			
①施設(事業所)名称等 ②法人名 ③代表者名 ④施設長名 ⑤保育を実施する場所 ⑥その他情報	事業類型 ・認可申請日 ・開設希望日	認可基準上の 審査※1	確認基準上の 審査※2	利用定員(人) ①0歳 ②1・2歳 ③合計 ()内数字は地域 枠分	計画数値(28年度分を掲載) 0歳/1・2歳/計	計画上の適 否の審査
No.						
1	①パラインエンジニアリング 育園 ②社会福祉法人五彩会 ③理事長：岩谷義一 ④園長：武藤ゆかり ⑤鹿島町久保字於振 2-6 ⑥保育事業新規	・(小規模型) 事業所内保育 事業(A型) ・H28.2.22 ・H28.4.1	認可が妥当と 判断 【個票1-1】 参照	公費支給対象 と判断 【個票1-2】 参照	区域(小名浜地区) ・量の見込 102/394/496 ・確保方策※ 81/360/441 (差 ▲21/▲34/▲55) ➢左の地域枠分の利用定員は計 画策定当初から上記の確保方策 数に織込み済み	需給計画に 照らし設置 適当と判断
2	①ベビーハウスわたなべ ②個人 ③代表：渡邊香代子 ④園長：同上 ⑤鹿島町船戸字林下 16-12 ⑥認可外保育施設運営(H 6～)	・家庭的保育事 業 ・H28.2.19 ・H28.4.1	認可が妥当と 判断 【個票2-1】 参照	公費支給対象 と判断 【個票2-2】 参照 【参考】 26年度以降調査時 ①3、②2、③5	区域(小名浜地区) ・量の見込数 102/394/496 ・確保方策※ 81/360/441 (差 ▲21/▲34/▲55) ➢左の利用定員は計画策定当初 から上記の確保方策数に織込み 済み	需給計画に 照らし設置 適当と判断
3	①はなまる保育園 ②社会福祉法人飛鳥 ③理事長：栗林伸治 ④園長：志賀順一郎 ⑤平上荒川字林 203-1 ⑥保育事業新規	・(小規模型) 事業所内保育 事業(A型) ・H28.2.24 ・H28.4.1	認可が妥当と 判断※ 【個票3-1】 参照 ※県の補助金を活用し建設した地域密着型特別養護老人 ホーム内で保育事業を実施することにつき、県の確認を 受けることを認可条件とする(現在手続中)	公費支給対象 と判断 【個票3-2】 参照	区域(平地区) ・量の見込数 164/610/774 ・確保方策数 169/591/760 (差 5/▲19/▲14) ➢左の地域枠分の利用定員は計 画策定当初から上記の確保方策 数に織込み済み	需給計画に 照らし設置 適当と判断

※1 認可基準：いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

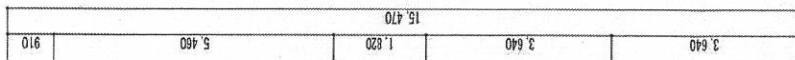
※2 確認基準：いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例



〒971-8144 福島県いわき市鹿島町久保於振

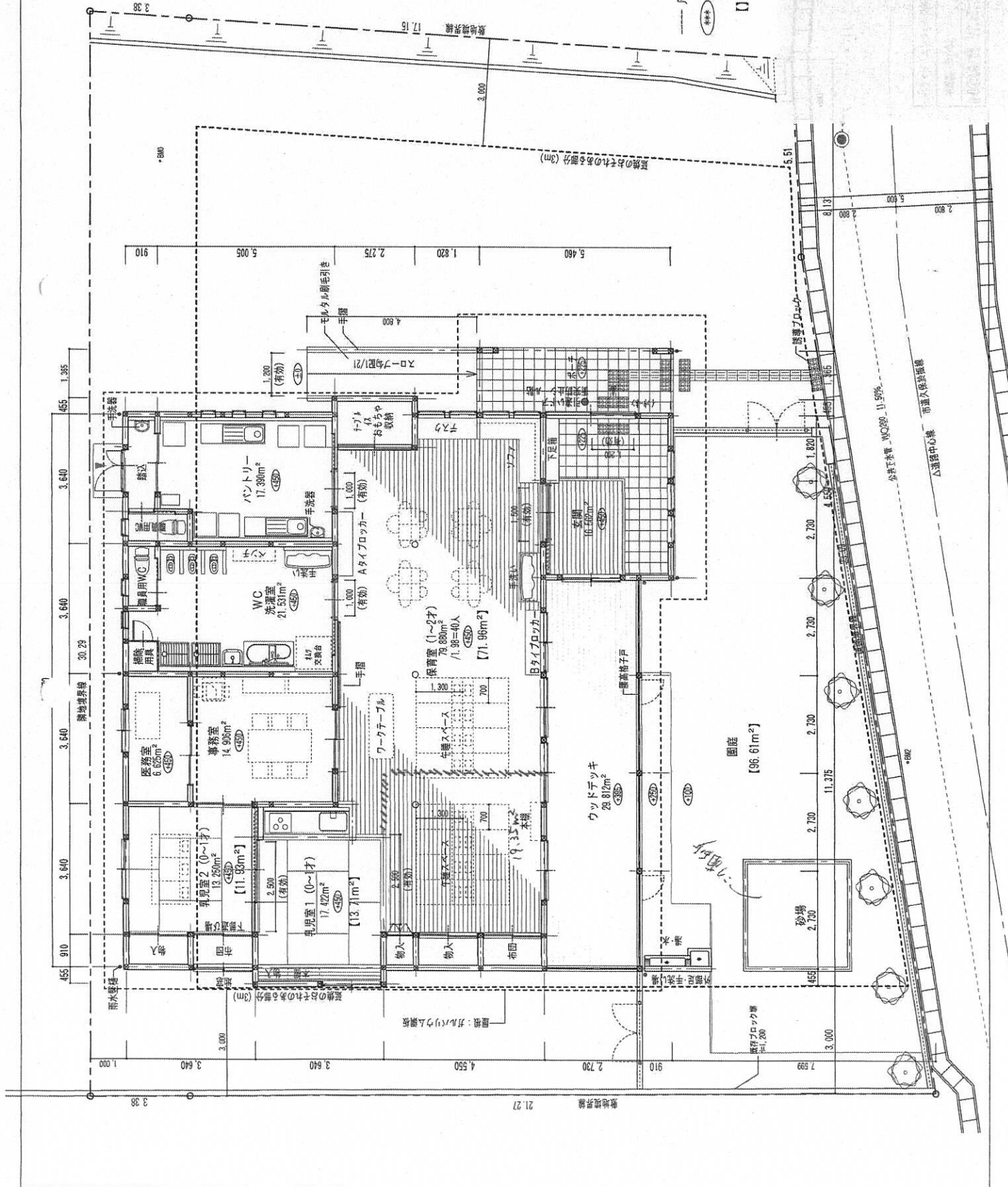
〒971-8144 福島県いわき市鹿島町久保於振





凡例・特記事項

- 設計G.Lからの高さを示す
BM0±0=設計G.L±0とする
- 内記入の各室床面積は、有効面積を示す



【図表1-1】……認可基準(いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

・現地調査実施日:平成28年2月29日 13:30～15:30

・場所:パラソエンジンエル保育園(鹿島町久保字於振2-6)

●主な基準と確認内容及び項目ことの基準適合の適否等

No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否
1	(保育所等との連携) 第7条	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「 <u>連携施設</u> 」という。)を適切に確保しなければならない	連携施設として、次の施設を設定し連携協定書の写しを受領 ・法人名:学校法人 小林学園 ・施設名: <u>あそびの森こども園</u> (幼保連携型認定こども園) ・所在地:鹿島町船戸字堤7	適
2	(食事) 第16条第1項	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するとき、 <u>家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。</u>	保育を提供する建物内に調理室を設置し、 <u>自園調理</u> による給食の提供を行うことを確認。また、保育士等の従業員も含めた食事の提供数が20食以上となる見込みのため、当該調理室について、保健所への届出も確認済み	適
3	(利用定員の設定) 第43条	事業所内保育事業を行う者は、別表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなくてはならない。(別表は省略するが、 <u>19人の利用定員を設定する際の地域枠は5人以上となっている</u>)	<u>地域枠を5人で設定することを確認</u>	適
4	(設備の基準) 第49条で準用する第29条第1号	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる小規模型事業所内保育事業所には、 <u>乳児室又はほふく室、調理設備</u> (当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)及び <u>便所</u> を設けること。	見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認 ※施設はH28. 2新築(全額自己費用)、木造平屋建て	適

5	(設備の基準) 第49条で準用 する第29条第 2号	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人 につき3.3平方メートル以上であること。 ・0歳児（基準：3.3㎡以上/人） <table><tr><th>見取図上の名称</th><th>有効面積 (㎡)</th><th>予定人数 (人)</th><th>必要面 積 (㎡)</th><th>判 定</th></tr><tr><td>乳児室2</td><td>11.93</td><td>3</td><td>9.9</td><td>適</td></tr></table>	見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面 積 (㎡)	判 定	乳児室2	11.93	3	9.9	適	・1歳児（基準：3.3㎡以上/人） <table><tr><th>見取図上の名称</th><th>有効面積 (㎡)</th><th>予定人数 (人)</th><th>必要面 積 (㎡)</th><th>判 定</th></tr><tr><td>「乳児室1」</td><td>13.71</td><td>10</td><td>33.00</td><td>適</td></tr><tr><td>「乳児室2」 (左表の差分)</td><td>2.03</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>「保育室1～2 オ」のうち西側</td><td>19.35</td><td></td><td>35.09</td><td></td></tr></table>	見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面 積 (㎡)	判 定	「乳児室1」	13.71	10	33.00	適	「乳児室2」 (左表の差分)	2.03				「保育室1～2 オ」のうち西側	19.35		35.09		適
見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面 積 (㎡)	判 定																														
乳児室2	11.93	3	9.9	適																														
見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面 積 (㎡)	判 定																														
「乳児室1」	13.71	10	33.00	適																														
「乳児室2」 (左表の差分)	2.03																																	
「保育室1～2 オ」のうち西側	19.35		35.09																															
6	(設備の基準) 第49条で準用 する第29条第 4号	満2歳以上の幼児を入所させる小規模型事業所内保育 事業所には、 <u>保育室又は遊戯室、屋外遊戯場</u> （当該事業所 の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第49 条において準用する次号において同じ。）、 <u>調理設備及び便 所を設けること。</u> <u>保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98</u> <u>平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人に</u> <u>つき3.3平方メートル以上であること。</u>	見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認 (遊戯室はなし)	適																														
7	(設備の基準) 第49条で準用 する第29条第 5号	・2歳児（基準：1.98㎡以上/人） <table><tr><th>見取図上の名称</th><th>有効面積 (㎡)</th><th>予定人数 (人)</th><th>必要面 積 (㎡)</th><th>判 定</th></tr><tr><td>保育室1～2オ のうち上表の残 り部分</td><td>52.61</td><td>6</td><td>11.88</td><td>適</td></tr></table>	見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面 積 (㎡)	判 定	保育室1～2オ のうち上表の残 り部分	52.61	6	11.88	適	・屋外遊戯場・2歳児（基準：3.3㎡以上/人） <table><tr><th>見取図上の名称</th><th>有効面積 (㎡)</th><th>予定人数 (人)</th><th>必要面 積 (㎡)</th><th>判 定</th></tr><tr><td>「園庭」</td><td>96.61</td><td>6</td><td>19.80</td><td>適</td></tr></table>	見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面 積 (㎡)	判 定	「園庭」	96.61	6	19.80	適	適										
見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面 積 (㎡)	判 定																														
保育室1～2オ のうち上表の残 り部分	52.61	6	11.88	適																														
見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面 積 (㎡)	判 定																														
「園庭」	96.61	6	19.80	適																														
8	(小規模型事 業所内保育事 業所の職員の 配置の基準) 第48条	保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、 当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保 育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはで きない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に つき1人	●利用定員の設定は19人（28.4.1時点の利用予定児数 は、0歳児・7人、1・2歳児・8人（合計15人）） <table><tr><th></th><th>利用定員</th><th>保育士数</th><th>4.1時点</th><th>保育士数</th></tr><tr><td>0歳児</td><td>3人</td><td>1.0</td><td>7人</td><td>2.3</td></tr><tr><td>1/2歳児</td><td>16人</td><td>2.6</td><td>8人</td><td>1.3</td></tr><tr><td>+1人分</td><td>-</td><td>1.0</td><td>-</td><td>1.0</td></tr><tr><td>合計</td><td>19人</td><td>4.6÷5</td><td>15人</td><td>4.6÷5</td></tr></table> 上記の乳幼児数に対し、園に勤務予定の保育士数は、 ・常勤4人、 ・非常勤3人、合計7人（常勤換算後6人） ➤認可事業開始時点において基準を満たすことを確認		利用定員	保育士数	4.1時点	保育士数	0歳児	3人	1.0	7人	2.3	1/2歳児	16人	2.6	8人	1.3	+1人分	-	1.0	-	1.0	合計	19人	4.6÷5	15人	4.6÷5	適					
	利用定員	保育士数	4.1時点	保育士数																														
0歳児	3人	1.0	7人	2.3																														
1/2歳児	16人	2.6	8人	1.3																														
+1人分	-	1.0	-	1.0																														
合計	19人	4.6÷5	15人	4.6÷5																														

【個表1-2】……確認基準(いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

・現地調査実施日:平成 28 年2月 29 日 13:30～15:30

・場所:パラソエンジンエル保育園(鹿島町久保字於振 2-6)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準適合の適否等

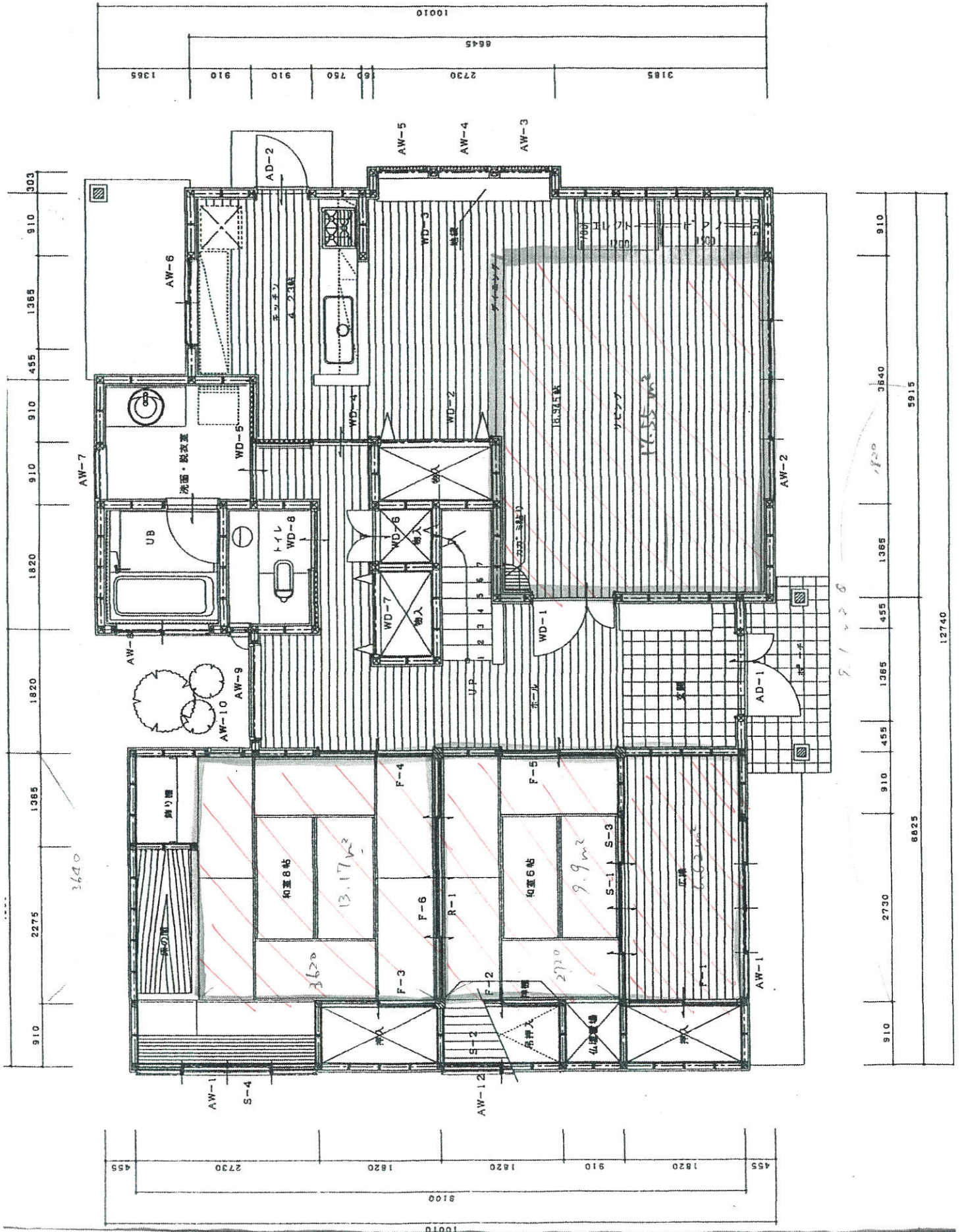
No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否
1	(利用定員) 第37条第2項	特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所においては、いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。	・利用定員(従業員枠+地域枠) ○歳児:3人 1・2歳児:16人 - 合計19人 【従業員枠】 ○歳児:1人 1・2歳児:13人 - 合計14人 【地域枠】 ○歳児:2人 1・2歳:3人 - 合計5人	適
2	(利用者負担額等の受領) 第43条第6項	特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	いわゆる「上乗せ徴収」を行う際は、その目的等について書面による保護者の同意を受けない限り徴収はできないこと、一方、「実費徴収」については同意が必要だが、その確認は書面によらずとも可であることを説明 ➢確認申請書等により実費徴収額を明示 また、上乗せ徴収は行わないことを確認	適
3	(記録の整備) 第49条	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	左記について整備を指示	適



BabyHouseわたなべ

〒971-8145 福島県いわき市鹿島町船戸林下





【図表2-1】……認可基準(いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

・現地調査実施日:平成28年2月19日 13:30～16:00

・場所:ベビーハウスわたなべ(鹿島町船戸字林下16-12)

●主な基準と確認内容及び項目ことの基準適合の適否等

No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否																														
1	(保育所等との連携) 第7条	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「 <u>連携施設</u> 」)と(いう。)を適切に確保しなければならない	連携施設として、次の施設を設定し連携協定書の写しを受領 ・法人名:学校法人 小林学園 ・施設名: <u>あそびの森こども園</u> (幼保連携型認定こども園) ・所在地:鹿島町船戸字堤7	適																														
2	(食事) 第16条第1項	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、 <u>家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。</u>	<u>保育の提供場所が設置者自宅であるため、当該台所を利用して調理</u>	適																														
3	(設備の基準) 第23条第1号	家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして市長が <u>適当と認める場所</u> で実施するものとする。 (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 (2) 前号の専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超えるときは、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。 (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。	・第1、第3、第4及び第7号 ➢見取り図及び現地調査等により、各室等の設置・採光・照明・換気及び警報機等の設置状況を確認 ※ なお、建物は木造2階建て(H9築)だが、 <u>保育は1階のみで実施</u> ・第2号 ➢乳幼児(基準:3.3㎡以上/人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>見取図上の名称</th><th>有効面積(㎡)</th><th>予定人数(人)</th><th>必要面積(㎡)</th><th>判定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リビング</td><td>17.55</td><td>5</td><td>16.5</td><td>適</td></tr> <tr> <td>和室8畳</td><td>13.17</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>和室6畳</td><td>9.9</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>広縁</td><td>6.62</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>47.24</td><td></td></tr> </tbody> </table>	見取図上の名称	有効面積(㎡)	予定人数(人)	必要面積(㎡)	判定	リビング	17.55	5	16.5	適	和室8畳	13.17				和室6畳	9.9				広縁	6.62							47.24		
見取図上の名称	有効面積(㎡)	予定人数(人)	必要面積(㎡)	判定																														
リビング	17.55	5	16.5	適																														
和室8畳	13.17																																	
和室6畳	9.9																																	
広縁	6.62																																	
			47.24																															

		(6) 前号の庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。	●第5、第6号 ➢屋外遊戯場・2歳児（基準：3.3㎡以上/人） <table><tr><th>見取図上の名称</th><th>有効面積 (㎡)</th><th>予定人数 (人)</th><th>必要面積 (㎡)</th><th>判定</th></tr><tr><td>- (敷地内の庭)</td><td>23.24</td><td>3</td><td>9.9</td><td>適</td></tr></table> ※ その他、保育提供場所から約200mの場所に船戸第一公園（約1,400㎡）がある	見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面積 (㎡)	判定	- (敷地内の庭)	23.24	3	9.9	適
見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面積 (㎡)	判定									
- (敷地内の庭)	23.24	3	9.9	適									
	(職員の配置の基準) 第24条	1 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 3 1人の家庭的保育者が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項及び附則第4項において同じ。）とともに保育する場合に、5人以下とする。	●利用定員の設定は5人（28.4.1時点の利用予定児数は、0歳児・1人、1・2歳児・3人（合計4人）） また、当該事業所は、子育て支援員研修を修了した、家庭的保育者及び家庭的保育補助者で構成される事業所であり、5人までの乳幼児の利用が可能であることから、「適」となる （※ 当該事業所はさらに、もう1名家庭的保育者（常勤）があり、計3名及び調理員で構成 ※ 嘱託医・嘱託歯科医は、連携施設における集団健診に参加予定										
4													

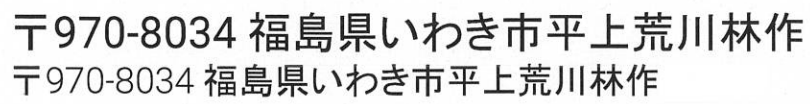
【図表2-2】……確認基準(いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

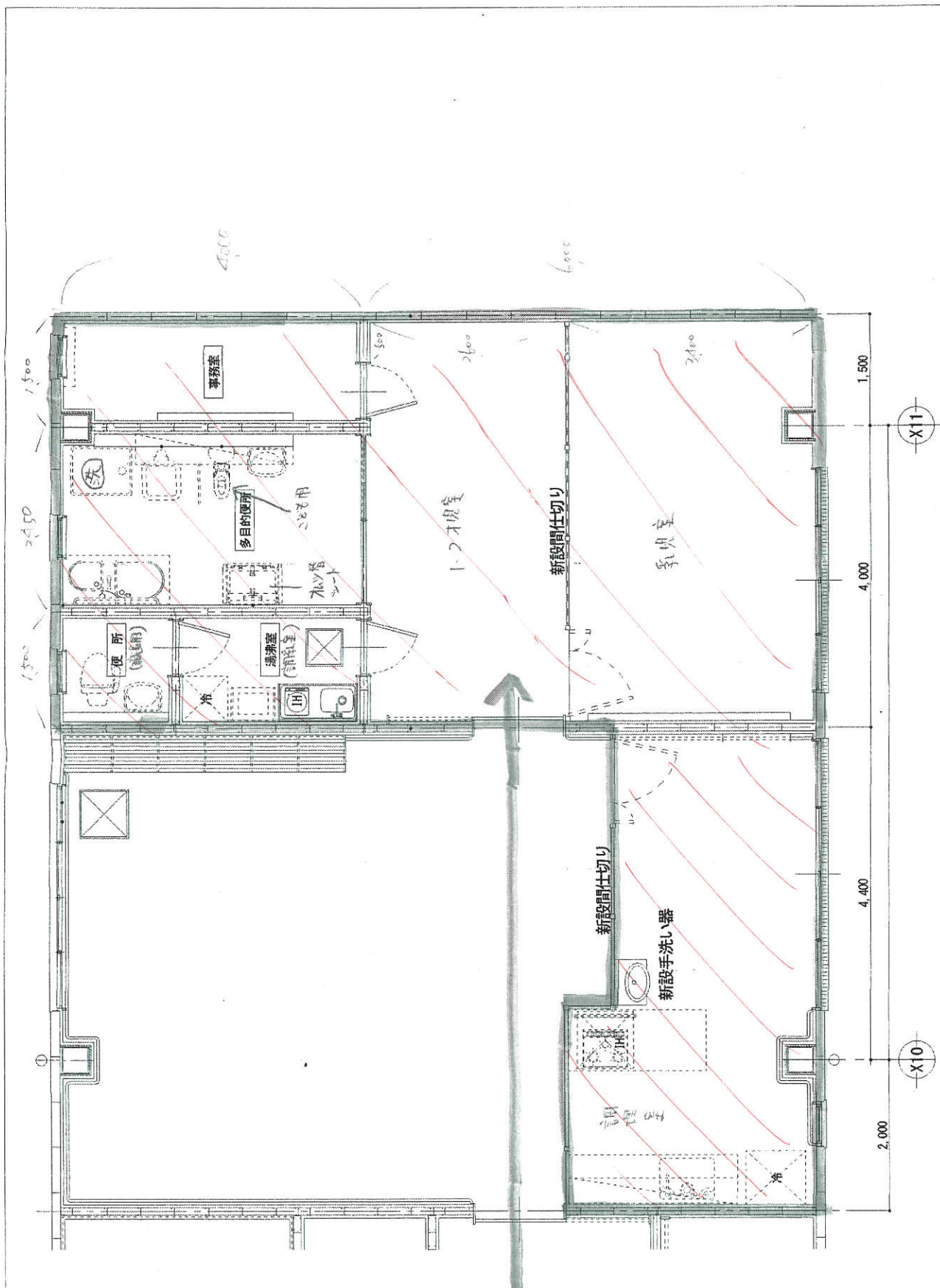
・現地調査実施日:平成 28 年2月 19 日 13:30～16:00

・場所:ベニーハウスわたなべ(鹿島町船戸字林下 16-12)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準適合の適否等

No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否
1	(利用定員) 第37条第1項	特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員の数を1人以上5人以下とし、(以下略)	・利用定員 5人 (0歳児:2人 / 1・2歳児:3人)	適
2	(利用者負担額等の受領) 第43条第6項	特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	いわゆる「上乗せ徴収」を行う際は、その目的等について書面による保護者の同意を受けない限り徴収はできないこと、一方、「実費徴収」については同意が必要だが、その確認は書面によらずとも可であることを説明 ➤確認申請書等により実費徴収額を明示 また、上乗せ徴収は行わないことを確認	適
3	(記録の整備) 第49条	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	左記について整備を指示	適





2	校図	設計	訂正	備考	工事名称	此 處 附 圖
						縮尺 1:50
					1階平面詳細図	
十一年四月日						

【個表3-1】……認可基準(いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

・現地調査実施日:平成28年3月14日 14:00~15:30

・場所:はなまる保育園(平上荒川字林作203-1)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準適合の適否等

No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否
1	(保育所等との連携) 第7条	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「 <u>連携施設</u> 」という。)を適切に確保しなければならない	連携施設未設定 (H31.3までの経過措置適用)	適
2	(食事) 第16条第1項	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するとき、 <u>家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。</u>	保育を提供する建物内に調理室を設置し、 <u>自園調理による給食の提供を行うことを確認。</u>	適
3	(利用定員の設定) 第43条	事業所内保育事業を行う者は、別表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなくてはならない。(別表は省略するが、 <u>10人の利用定員を設定する際の地域枠は3人以上となっている</u>))	<u>当該枠を3人で設定することを確認</u>	適
4	(設備の基準) 第49条で準用する第29条第1号	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる小規模型事業所内保育事業所には、 <u>乳児室又はほふく室、調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)</u> 及び便所を設けること。	見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認 ※ なお、建物はS(鉄骨)造2階建・H26築の特別養護老人ホームの一部を活用。保育事業は1階のみで実施。	適

5	(設備の基準) 第49条で準用 する第29条第 2号	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人 につき3.3平方メートル以上であること。 ・0歳児（基準：3.3㎡以上/人） 見取図上の名称 有効面積 (㎡) 予定人数 (人) 必要面 積 (㎡) 判 定 乳児室 17.0 3 9.9 適 保育室 (左表の差分) 21.1 14.0 6.6 適	適
6	(設備の基準) 第49条で準用 する第29条第 4号	満2歳以上の幼児を入所させる小規模型事業所内保育 事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所 の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第49 条において準用する次号において同じ。）、調理設備及び便 所を設けること。 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人に つき3.3平方メートル以上であること。 ・2歳児（基準：1.98㎡以上/人） 見取図上の名称 有効面積 (㎡) 予定人数 (人) 必要面 積 (㎡) 判 定 保育室 (上表の1歳児 分の差分) 14.5 5 9.9 適	適
7	(設備の基準) 第49条で準用 する第29条第 5号	・屋外遊戯場・2歳児（基準：3.3㎡以上/人） 見取図上の名称 有効面積 (㎡) 予定人数 (人) 必要面 積 (㎡) 判 定 「園庭」 131.0 5 16.5 適	適
8	(小規模型事 業所内保育事 業所の職員の 配置の基準) 第48条	●利用定員の設定は10人（28.4.1時点の利用予定児数 は、0歳児2人、2歳児2人） 見取図上の名称 有効面積 (㎡) 予定人数 (人) 必要面 積 (㎡) 判 定 0歳児 3人 1.0 2人 0.6 1/2歳児 7人 1.1 2人 0.3 +1人分 - 1.0 - 1.0 合計 10人 3.1÷3 15人 1.9÷2 上記の乳幼児数に対し、保育士数は、 ・常勤2人、 ・非常勤4人、合計6人（常勤換算後4人） ➤認可事業開始時点において基準を満たすことを確認	適

【個表3-2】……確認基準(いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

・現地調査実施日:平成28年3月14日 14:00～15:30

・場所:はなまる保育園(平上荒川字林作 203-1)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準適合の適否等

No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否
1	(利用定員) 第37条第2項	特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所においては、いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。	・利用定員(従業員枠+地域枠) 0歳児:3人 1・2歳児:7人 合計10人 【従業員枠】 0歳児:2人 1・2歳児:5人 合計7人 【地域枠】 0歳児:1人 1・2歳:2人 合計3人	適
2	(利用者負担額等の受領) 第43条第6項	特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	いわゆる「上乗せ徴収」を行う際は、その目的等について書面による保護者の同意を受けない限り徴収はできないこと、一方、「実費徴収」については同意が必要だが、その確認は書面によらずとも可であることを説明 ➢確認申請書等により実費徴収額を明示 また、上乗せ徴収は行わないことを確認	適
3	(記録の整備) 第49条	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	左記について整備を指示	適

●法令抜粋

【児童福祉法】

（家庭的保育事業等）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一～四 （略）

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）

【子ども・子育て支援法】

（地域型保育給付費の支給）

第29条 市町村は、支給認定子ども（第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2～8 （略）

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（中略）を定めて、市町村長が行う。

2 （略）

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 （略）